

第 21 回 桑名市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催しました

(第 44 回 桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

日時 令和 3 年 6 月 18 日 (金曜日) 午後 4 時 35 分から午後 5 時 00 分

会議概要

1. 現状の報告及び今後の対応方針について

感染者発生状況について

(事務局)

- ・ 県内の感染者発生状況について、1 日あたりの感染者数は 5 月下旬以降減少傾向にあり、特に 6 月 14 日以降の感染者数は一桁の数値となっている。
- ・ 三重県モニタリング指標の状況としては、病床のひっ迫具合を示す病床占有率は、減少傾向にあり、6 月 17 日時点で注意レベルとなる 20%を下回り、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された政府指標においても「ステージⅢ」の指標を下回る数値となっている。
- ・ 桑名市の感染者の状況としても減少傾向にあり、感染者ゼロの日もある状況となっている。

「三重県リバウンド阻止重点期間」について

(事務局)

- ・ 4 月 19 日に緊急警戒宣言発出、5 月 9 日から適用されているまん延防止等重点措置は 6 月 20 日 (日曜日) に終了となるものの、これまでよりさらに感染力が強いとされるデルタ株などの変異株の脅威が迫り、隣接する愛知県をはじめ全国各地でまん延防止等重点措置が適用されるなど警戒を緩める時ではないことから、確実に感染を抑制するために、「三重県まん延防止等重点措置 ～県民の皆様命と健康を守るために～」にかわる「三重県リバウンド阻止重点期間」としてリバウンド阻止に取り組むものとしている。期間については、6 月 21 日 (月曜日) から 6 月 30 日 (水曜日) までとしており、基本的な感染対策を継続的にお願いしている「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 11 ～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」と併せたお願いとして、主に次の点が挙げられる。

○飲食店に対する営業時間短縮要請について

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請として、6 月 14 日以降もまん延防止等重点措置における重点措置区域に位置付けていた四日市市の飲食店において、営業時間短縮を 21 時までに変更したうえで要請を継続し、桑名市を含むその他の市町については、営業時間短縮要請そのものを解除することとする。
- ・ まん延防止等重点措置に移行し県全域で営業時間短縮を継続する愛知県や、一部で営業

時間短縮を継続する岐阜県と東海三県での面的な対応として同様の措置をとり、しっかりと感染抑制につなげる。

○三重県リバウンドアラートについて

- ・重点期間の短い期間の中で、感染再拡大の兆候を確実にとらえるため、県モニタリング指標とは別に臨時的に「三重県リバウンドアラート」を設定し、措置実施の基準となる指標に達した際には、即座に強い措置の実施に向け、対象地域等について検討する。

指 標：新規感染者数が2日続けて17人以上となる。または、飲食店、カラオケの利用に伴うクラスターが2件以上発生する。

実施する措置：飲食店や1,000㎡を超える集客施設に対する営業時間の短縮
カラオケ設備の利用自粛

○県民の皆様へとして

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請として、生活の維持に必要な場合を除き、県境を越える移動は避ける。

○県外の皆様へとして

- ・生活の維持に必要な場合を除き、三重県への移動は避けていただくよう協力をお願いする。

○事業者の皆様へとして

- ・ローテーション勤務や在宅勤務等の推進により、出勤者の5割削減に取り組む。
- ・感染対策に取り組む飲食店等を認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしんみえリア』」の積極的な活用をお願いする。

○三重県が実施する対策について

(宿泊療養施設の充実)

- ・既存の施設とあわせて、6月15日から新たに四日市市の施設で受入を開始し、運用を行っている。

(ワクチン接種体制の整備)

- ・当初予定されていた医療従事者等への接種は6月15日に完了した。
- ・地域の負担を軽減し、ワクチン接種の加速化を図るため、各市町が準備している接種事業に影響を与えないという前提のもと、企業等における職域接種が円滑に実施できるよう、新たに設置した「職域接種支援プロジェクト」において、接種促進に向けた調整等を行い、企業等から申請を受け付けている。

「職域接種にかかる相談窓口」

電話 059-224-2082 午前8時30分から午後5時15分(土日祝を除く)

(検査体制の強化)

- ・外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備する。

(変異株スクリーニング検査)

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべて

について、引き続き変異株のスクリーニング検査を実施し、6月14日の週以降は、より感染力が強いと懸念されているデルタ株等（インドで最初に検出された変異株）を含む変異株検査を実施している。

（営業時間短縮要請等の影響に対する支援等）

- ・6月13日まで重点措置区域であった桑名市を含む区域、6月20日（日曜日）で重点措置区域が終了となる四日市市において、大規模な運動施設・商業施設等への営業時間短縮要請に全面的に協力していただいた事業者を対象に、集客施設時短要請協力金を支給し、事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置している。

「三重県集客施設時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-3184 午前9時から午後5時（土日祝を除く）

（飲食店等の感染防止対策の確認・安心利用のための認証制度の創設）

- ・県民が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度『あんしん みえリア』を創設し、5月11日に運用を開始、6月10日から、申請のあった飲食店等の現地確認を開始し、認証を進めている。
- ・県内観光関連事業者等を対象に、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、6月30日（水曜日）に申請要項等を公表する。

（経済活動の回復に向けた支援等）

- ・テレワークの導入を検討している県内の中小企業等を対象として、6月1日から専門的な知識を有するアドバイザーによる無料の相談窓口を開設し、6月17日からテレワークアドバイザーを派遣する企業の募集を開始している。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 11 ～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」について

（事務局）

- ・6月18日付で一部改訂し、三重県リバウンド阻止重点期間に合わせ、期限を6月30日（水曜日）までに変更する。
- ・イベントの開催制限等の適用期間については、6月20日（日曜日）までを6月30日（水曜日）までに変更する。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」について

- ・基準適用期間については、三重県リバウンド阻止重点期間と同じ6月30日（水曜日）まで変更はないが、三重県リバウンド阻止重点期間をふまえ、引き続きの感染防止対策として、事業等主催者に対し、県外にお住まいの方については、参加を避けていただくよう、協力を依頼する。

2. その他

(地域コミュニティ局)

- ・5月9日から三重県に適用されているまん延防止等重点措置が6月20日（日曜日）に終了することから、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」に基づき、感染防止対策を徹底したうえで、所管する施設について、新規予約の受付中止や開館時間の短縮を解除し、通常どおりとすることとしたい。
ただし、NTN総合運動公園内のデイキャンプ場の利用については、大人数や長時間となる飲食は感染リスクが高まることから、三重県リバウンド阻止重点期間に合わせ、引き続き6月30日（水曜日）まで利用休止とすることとしたい。

(事務局)

- ・次回対策本部会議 未定